

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：インドネシア国自動車産業開発に係る情報収集・確認調査（QCBS）

案件番号：19a00599

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2019年12月11日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年12月11日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国自動車産業開発に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2021年4月

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 清水川 佳菜 Shimizukawa.Kana@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日／競争参加資格確認申請書の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の

者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

2019年12月24日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）提出先・場所

上記４．窓口のとおり（prtm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注１）原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

（４）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2020年1月10日 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイト提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、技術評価点に一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: (暫定) 2020年2月5日(金) 13時30分~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 203会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を **2020年2月14日（金）**までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

（３）契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな
いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知
します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約
交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示
を行う場合があります。

（４）技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から２週間以内に申込み頂
ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、２週間を過ぎての申込み
はお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト
上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関
係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表し
ます。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参
照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさ
せていただきます。

（１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めてい
ること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（２）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. 業務の背景

インドネシアは1997年の通貨危機以降、経済・財政の構造改革を進めた結果、実質GDP成長率は、2005年以降概ね5%を維持し、ASEAN5カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム）の中でも安定した経済成長を見せている。2億5千万人を超える人口を抱え、中所得者層の増加に伴い、消費市場も拡張する傾向にある。インドネシア政府は更なる経済成長を見据えて Making Indonesia 4.0（インダストリー4.0導入に向けたロードマップ）を策定し、第4次産業革命の下でインドネシアに競争優位の可能性が高い5つの分野として、食品・飲料、繊維・アパレル、自動車、化学、エレクトロニクスを示している。また、インドネシア政府は Making Indonesia 4.0 を推進するため産業振興に係る省庁横断的会議体を設置し、関連する同ロードマップに基づいた政策の省庁間での調整を連携の下で実施していく予定である。

上記5分野のうち、特に自動車産業については、多数の日系企業がインドネシアに進出済みであり、これら企業にとってインドネシアは重要な拠点となっている。2014年には、国内市場の拡大に加え、輸出は20万台に到達し、過去最高の130万台が生産された。2015年は101万台に減少したが、2016年は前年比16%増の117万台に回復しており、インドネシアは自動車関連産業の日系企業にとって同国内市場のみならずASEANの中でも主要な生産拠点となっている。また、日本政府はインドネシア政府との間で、2019年7月に産業開発に係る協力イニシアチブ「日尼産業協力枠組み文書（Framework Document on New MIDECA）」に署名しており、今後同枠組みに基づいた協力を実施する意向である日本・インドネシア経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）に基づく産業開発に係る協力イニシアチブ（New MIDECA: The New Manufacturing Industry Development Center）の見直し交渉が2019年に行われた。New MIDECAでは、自動車産業が対象セクターの一つとして両国政府間で合意されており、自動車産業が二国間協力の重要分野であることが確認されている。

インドネシア工業省は Making Indonesia 4.0 に沿って、2035年までの自動車産業振興ロードマップ及びアクションプランを策定予定である。策定中の同ロードマップが自動車産業関連企業や裾野産業の需要を反映した形で実現可能な内容となるには、具体的な工業省によるアクションプランの策定の実行可能性と効果を踏まえた具体化が課題である。アクションプランは、電動車（x-EV）にかかるEV産業振興にかかる研究開発・デザイン（R&D&D）促進、裾野産業育成、産業人材育成、輸出振興、インフラ整備等の領域で検討・実施される必要があり、これらは上記省庁横断的会議体にて議論されることが期待されている。

インドネシア政府は自動車産業振興ロードマップを実現するための政策・アクションプランの策定を目的として、日本政府に対して開発調査型技術協力「自動車産業開発プロジェクト」を要請し、現在日本政府で検討中である。本基礎調査は同案件の実施に先立ち、同ロードマップの実現可能性の分析と求められる政策・アクションプランの検討に必要な情報を先行的に収集するとともに省庁横断的会議体による政策・アクションプランの検討を側面支援するものである。

2. 業務の目的

インドネシアの自動車産業振興分野において、インドネシア工業省が作成する自動車産業振興ロードマップの分析及びこれを実現するために必要な政策・アクションプランの整理・分析・提案を行う。これに加え、インドネシア政府による産業振興に係る省庁横断会議体の運営のうち自動車分野に関連するもののサポートを通じて、インドネシア政府による自動車産業振興のための政策立案を支援し、より効果的で実効的なアクションプランにおける援助アプローチが決定されること目的とする。

3. 対象地域

インドネシア全域

4. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 実施体制

カウンターパート機関：インドネシア工業省／インドネシア国家開発計画庁

(2) 調査スコープ

自動車産業を対象とし、これと関連した電動化に対応した自動車（電動車：x-EV）（注）電気自動車、Flexy Engine にかかる研究開発・デザイン（R&D&D）促進、産業人材育成、インドネシアからの輸出振興、インフラ整備、x-EV および Flexy Engine 部品に係る裾野産業育成、自動車産業サプライチェーンにおける Industry 4.0 の実施等の領域における情報収集・分析、アクションプランの提案を C/P 側の希望に沿う形で行う。

（注）インドネシア政府による自動車産業振興ロードマップでは、電気自動車（EV）、ハイブリッド電気自動車（HEV）、プラグインハイブリッド電気自動車（PHEV）、燃料電池車（FCV）を低炭素排出車（LGEV）を推進する次世代カーとして捉え、Electrified Vehicle と称しているためこれらを本指示書では EV と区別し x-EV と記載している。

(3) 日本企業の潜在的強みの発揮の視点

インドネシアには多数の自動車関連企業が進出済みで国際的なサプライ・バリュー・チェーンを形成している。インドネシア政府が策定する自動車産業ロードマップは、多様な駆動装置の普及を前提とした発展シナリオを前提としているが、技術

面、価格面、安全性などで課題の多い技術も含まれている。産業発展の在り方を検討するに際して、すでにインドネシアに展開されているサプライ・バリュー・チェーンを潜在的な強みとして捉え、積極的に活用していく視点を盛り込むこと。

(4) 先行する調査結果との関係

2017年4月から2019年6月にかけて実施された「国際競争力の高い産業振興の可能性と課題にかかる情報収集・確認調査」では、インドネシアにおける自動車産業の高度化のためには次の観点で具体的な検討が必要であるとの結果が示されている。本調査では、同調査結果を発展的に具体化するのみならずインドネシア政府との議論及び新たに得られる情報・分析結果をもとに、政策・アクションプランの新たなアイデアを提案すること。

- ① サプライ・バリュー・チェーン上流の R&D の現地化
- ② 長期的な x-EV（電動車）政策、部品の国産化の自動車奢侈税の調整や投資政策
- ③ x-EV 普及のための (a) 充電ステーションのインフラ整備、(b) ユーザーに対する購入補助、(c) バッテリー、モーター、パワーコントロール・ユニット等の主要パーツの現地化
- ④ 裾野産業（サプライヤー）の育成

(5) 省庁横断会議体との関係

Making Indonesia 4.0 を推進する省庁横断会議体は、2019年4月に同会議体の設置に係る大統領令案草案以降、インドネシア大統領の総選挙や組閣を経てインドネシア政府内で検討が進められてきた。2019年11月時点では同会議体の設置は2019年12月に実施される見通しである。また、同会議体は経済担当調整大臣府が議長となり関連する17省庁が参画する形となるが、自動車に関しては工業省、国家開発計画庁、財務省、内務省が主たるメンバーとなり検討がなされる見通しである。本調査では、調査初期において会議体の設置状況や優先検討対象を確認し、これに沿った調査計画を立てること。

(6) アクションプラン

工業省はロードマップを分析すること以上に、より民間企業、大学等と協業したプロジェクトベースの活動の計画と実行に関心が高い。本調査では本意向に沿って Making Indonesia 4.0 や自動車産業振興ロードマップを実現する上で重要な民間企業や大学と政府部門が協業したプロジェクトベースの活動についても幅広くアイデア出しを行うとともに、協業主体となりえる組織（民間企業、大学、政府部門）にもヒアリングを行い、実現可能性、妥当性から絞り込みを検討すること。同活動のアイデアは発注者が本調査と並行して行う開発調査型技術協力「自動車産業開発プロジェクト」の詳細計画策定調査でも参考とし、同プロジェクトでの取り上げを発注者とインドネシア政府との間で協議する予定。本調査では、発注者の求めに応じて当該詳細計画策定調査の側面支援等を実施すること。なお、現時点での側面支援は、アクションプラン絞り込みのための分析、絞り込み案の作成、関係者説明資料作成、説明補助を予定している。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。ただし、受注者は、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行う。

(1) 調査（1）およびインセプション・レポートの説明・協議

①「国際競争力の高い産業振興の可能性と課題にかかる情報収集・確認調査」の調査結果及びインドネシア政府が打ち出している自動車産業関連の政策並びにインドネシアの開発政策、中長期目標、経済政策パッケージ、産業振興・投資促進に関する実施中の開発プログラム、金融政策等に関する既存の関連資料・情報データに関する整理・分析を行う。

②インドネシアに進出済の日系自動車関連企業の動向把握や意向を行うとともに、自動車産業の国際的潮流について次の点を含めて分析を行い、インドネシアの製造拠点・市場としての位置付け、ポテンシャル、課題及び自動車産業発展のシナリオを整理する。

・新しい自動車産業の在り方（CASE）（注）への転換と市場の見通し

（注）Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared & Services（カーシェアリングとサービス／シェアリングのみを指す場合もある）、Electric（電気自動車）

・内燃機関以外の駆動装置を活用した自動車の普及見通し

・温室効果ガス抑制のための規制等の自動車産業への影響

・現行の自動車サプライ・バリュー・チェーンの潜在性の活用

・次世代技術（IoT、AI、ロボティクス）を活用した自動車の生産・販売

・自動車産業の高度化と現地調達比率の向上

・インドネシア以外の近隣国へ輸出の規模拡大

③ 工業省が作成する自動車産業振興ロードマップを分析するとともに、本邦自動車関連企業へのヒアリングを行い、ロードマップの実現にかかる課題と第一次現地調査での調査項目を整理する。

④ 調査期間中に実施が予定されている産業振興に係る省庁横断会議体の会合のうち自動車分野に関する会議の設置状況を確認し、効果的・効率的な会議体の運営案（政策検討プロセス）を検討する。

⑤ 業務実施に関する基本方針、分析方法・項目、実施体制等の詳細の検討を行う。

⑥ 以上を取りまとめた上で、インセプション・レポート（和文・英文）の作成及び機構への提出・説明を行う。

⑦ 第一次現地調査に向けた事前打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 調査（2）

①自動車産業振興の国際潮流におけるインドネシアの位置づけ

インドネシア政府及び研究機関、並びに現地の自動車関連企業へのヒアリングを通じ、上記 6. (1) ②に挙げた観点を含めたインドネシアの製造拠点・市場としての位置付け、ポテンシャル、課題及び自動車産業発展のシナリオをブラッシュアップする。

②自動車産業振興ロードマップの分析

インドネシア政府及び研究機関、並びに現地の自動車関連企業へのヒアリングを通じ、インドネシア政府が作成する自動車産業振興ロードマップについて、政府及び民間が取るべきアクションを次の領域を含めて整理する。

- ・ x-EV 電気自動車、Flexy Engine にかかる研究開発・デザイン（R&D&D）の促進
- ・ 産業人材育成
- ・ 輸出振興
- ・ インフラ整備
- ・ x-EV および Flexy Engine 部品に係る裾野産業育成
- ・ 自動車産業サプライチェーンにおける Industry 4.0 の実施

③産業人材育成需給ギャップと日本の各種制度活用の可能性

インドネシアの自動車産業界が今後必要とする人材について、現行の関連政策のレビュー、自動車関連企業へのヒアリングや文献調査を通じ、インドネシアの自動車関連産業における人材需給ギャップを明らかにする。特に需給ギャップが発生する領域について、日本の高度人材受入、特定技能、技能実習制度の活用につき人材の規模、技術レベル、インセンティブ等の観点から分析した上で、制度の有効活用が可能であれば、検討するアクションプランに追加する。

④調査期間中に実施が予定されている産業振興に係る省庁横断会議体の会合のうち自動車分野に関する会議において政策・アクションプランの検討が円滑に進むよう、必要に応じて工業省及び国家開発計画庁以外の経済担当調整大臣府（確認中）をはじめとした関係省庁の巻き込み、検討対象とするべき内容の提案（上記(2)）の他、検討プロセスやフローの整理・提案を行い、会議の円滑な実施を支援する。

(3) 調査（3）

第一次現地調査までに実施した分析を踏まえインドネシア政府が必要とする政策・アクションプラン・パイロット活動（案）を作成する。政策・アクションプランは、省庁横断型会議体によって、関係省庁からの参加者により検討・具体化が進められることを前提として、x-EV 電気自動車、Flexy Engine にかかる研究開発・デザイン（R&D&D）促進、産業人材育成、輸出振興、インフラ整備、x-EV および Flexy Engine 部品に係る裾野産業育成、自動車産業サプライチェーンにおける Industry 4.0 の実施等 C/P の希望に沿った形で各領域を含めて整理する。

(4) 調査（４）

- ①省庁横断型会議体において、政策・アクションプラン（案）を提案する。複数回会議を重ねて内容についての審議を行った後、最終的に C/P 側のイニシアチブによってアクションプランの策定がなされ、実行に移されるよう支援し、関係者間での合意を得た上で、自動車産業振興のための政策決定を促す。
- ②他ドナーによるプロジェクト支援内容、New MIDEG での他協力事項の動きとの重複を避け、かつ、それぞれとの相乗効果や連携の可能性も視野にいれながら、完成したアクションプランの中で我が国の支援可能な領域を発注者との協議を行い特定する。特定した領域内で実施可能なパイロットプロジェクトの具体的内容、実施機関、実施スケジュール案を検討し、発注者へ提案する。
- ③発注者は提案されたパイロットプロジェクトについて、現在インドネシア政府から要請されている開発調査型技術協力「自動車産業開発プロジェクト」にて実施することを含めてインドネシア政府と協議・調整する。本調査においては、同協議・調整過程において発注者から求められれば、インドネシア政府との会議の調整、資料作成等円滑な協議・調整を側面支援する。

(5) 調査（５）

- ①現地調査結果に基づき、完成したアクションプランとパイロットプロジェクトの具体案を含め、ドラフト・ファイナル・レポートとしてとりまとめ、発注者に提出する。
- ②ドラフト・ファイナル・レポート提出後、インドネシア政府の意見・コメントを踏まえ、ファイナル・レポートとしてとりまとめ、発注者に提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとし、最終成果品の提出期限は、2021年4月下旬とする。成果品の提出スケジュールにつき、事前に発注者と調整した上で、契約上の期限内の提出を必須とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、報告書作成前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

・ インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始一か月以内

部数：和文3部（JICA 3部）、英文8部（JICA3部、インドネシア政府5部）（簡易製本）

・ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体結果（ドラフト）

提出時期：2021年2月下旬

部数：和文3部（JICA3部）、英文8部（JICA3部、インドネシア政府5部）（簡易製本）

・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体成果（セットされた内容）

提出時期：2021年4月下旬

部数：和文3部（JICA3部）、英文8部（JICA3部、インドネシア政府5部）（製本）、要約編和文3部（製本）、CD-R3部

(2)調査に際して作成した図表・地図と元データ

5.実施方針及び留意事項(6)で作成した図表・地図と元データを併せて提出すること。

別紙：報告書目次（案）

(別紙)

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICAと適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景

1-2 調査の概要

1-2-1 調査の目的

1-2-2 調査対象地域

1-3 調査団と調査工程

1-3-1 調査団の構成

1-3-2 調査スケジュール

1-4 調査結果の概略

第2章 インドネシア政府の自動車産業政策に関する整理、分析結果

第3章 自動車産業、関連電子・電気産業の国際的潮流とインドネシアの自動車産業振興における課題、発展シナリオ

第4章 自動車産業振興ロードマップ内容の分析、実現にかかる課題

第5章 自動車産業振興ロードマップに係るアクションプラン

第6章 自動車産業振興ロードマップに係るパイロットプロジェクト

第7章 調査結果の総括

7-1 アクションプランを含めたロードマップ

7-2 パイロット案リスト

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：自動車関連産業／産業人材育成に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／自動車・自動車関連産業

➤ 産業人材育成

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／自動車・自動車関連産業）】

a) 類似業務経験の分野：自動車・自動車関連産業に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及び全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 産業人材育成】

a) 類似業務経験の分野：産業人材育成に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：インドネシア国及び全途上国

c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年1月より業務を開始し、2021年4月にファイナル・レポートファイナルレポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 15.83 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／自動車・自動車関連産業（2号）
- ② 産業人材育成（3号）
- ③ 裾野産業育成／R&D強化
- ④ ビジネス環境／輸出・投資促進

(3) 現地再委託

現地再委託が必要な事項があれば、プロポーザルにて理由を付して提案すること。

(4) 安全管理

現地調査/業務の実施に際しては JICA の安全対策措置に基づき、インドネシア渡航前・渡航中・渡航後に必要な手続き、対応を行うこと。なお、安全渡航措置の内容が変更される場合は、その都度発注者から連絡を行う。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式

はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【インドネシア】

東京⇒ジャカルタ

東京⇒シンガポール⇒ジャカルタ

6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料
無し
- (2) 閲覧資料

- インドネシア国 国際競争力の高い産業振興の可能性と課題にかかる情報収集・確認調査ファイナル・レポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040553.html>
- インドネシア共和国中小企業人材育成計画調査（フェーズ２）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000173994.html>
- インドネシア共和国 中小企業クラスター振興計画調査事前調査報告書.
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245196.html>
- 輸出振興庁機能改善プロジェクト
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0900218_2_s.pdf

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／自動車、自動車関連産業</u>	(34.00)	(15.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	()	(15.00)
ア) 類似業務の経験		7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>産業人材育成</u>	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 インドネシア国自動車産業開発に係る情報収集・確認調査
(QCBS)
- 2 対象国名 インドネシア
- 3 履行期間 20 年 月 日から
20 年 月 日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : ●●部●●課（●●チーム）の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

【オプション3：詳細設計業務の場合】

(瑕疵担保等)

第〇条 発注者は、約款第13条第4項に基づく成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、約款第13条第2項及び第3項並びに第17条第3項及び第4項の規定による検査の合格の日から3年以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、検査合格の

日から10年とする。

- 5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(一括確定額請負)

第●条 以下の各号に示す部分業務については、約款第14条の規定にかかわらず、以下の各号に示す成果品が約款第13条に規定する確認検査に合格したことをもって、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」に規定する金額を確定し、支払の請求を行うことができるものとする。

(1) ○○○の水理模型実験(特記仕様書第○条(●)参照)

成果品: ○○○水理模型実験最終報告書(特記仕様書第●条(△)参照)

(2) ■■■■■設計業務(構造)(特記仕様書第○条(●)参照)

成果品: ■■■■■にかかる技術仕様書及び設計図面(入札図書案の一部)
(特記仕様書第●条(■)参照)

注) ランプサム(一括確定額請負)型を一部業務に適用した場合、当該一部業務に対する(確定)報酬額は、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」において、「確定金額請負分」の項目を追加で設けた上で、当該(確定)報酬額を記載することとします。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-